

第3子以降のカウント方法について

- 支給期間がこれまでの15歳年度末から18歳年度末まで延長されます。
- 「第3子以降」のカウント対象の年齢がこれまでの18歳年度末から22歳年度末まで延長されます。
 （子供が3人以上いる場合に必ずしも「第3子以降」としてカウントされるわけではありません。
 監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している必要があります。）



